

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年4月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600294号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700001号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年6月28日の標準賞与額を40万7,000円にすることが必要である。

平成19年6月28日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A事業所から育児休業期間中である平成19年6月28日に賞与が支給されたが、事業主の届出が遅れたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2006年06月度賞与明細」及びA事業所から提出された平成19年6月25日付け人事部長発の通達から判断すると、請求者は、平成19年6月28日にA事業所から40万7,300円の賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、事業主が年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したとして、当該標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録とされていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、請求者が、平成19年2月23日から同年12月20日までの期間について、育児休業を取得する旨の申出を行ったことが確認できるところ、同規定において、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、平成19年6月28日の標準賞与額については、前述の賞与明細及び年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届における賞与額から、40万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600290号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年8月1日から昭和36年5月1日まで
請求期間について、B市にあったA事業所で運転手として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所はB市に所在していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和43年12月10日に破産終結していることが確認できるほか、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和40年4月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、清算人の二人は死亡又は所在が不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者が前任の運転手として姓のみを記憶している者と同姓の者が、厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない上、請求者が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚7人のうち2人は、請求期間に係る同保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた11人(上記同僚7人のうち3人を含む。)に照会し、8人から回答を得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求に係る事実を裏付ける陳述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、請求者は、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和36年4月1日から同年5月1日までの期間について国民年金に加入しており、同年4月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600293 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1700001 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 3 月及び同年 4 月
② 平成 8 年 3 月

請求期間①及び②について、国民年金保険料の未納期間となっているが、これは社会保険事務所 (当時) が国民年金の窓口となっていた市町村への指導と年金記録の確認を怠ったためであるので、両請求期間の保険料について、遡って納付することを認めてほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法 (以下「法」という。) には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録 (被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。) が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができると規定されている (法第 14 条の 2 第 1 項)。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項と規定されている (国民年金法施行規則第 15 条の 2)。

本件において、請求者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、国民年金保険料の未納期間である請求期間①及び②に係る保険料の納付の承認を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。